

兵庫医科大学 障がい学生支援方針

1. 目的

この方針は、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の基本理念、目的及び対応指針に基づき、兵庫医科大学(以下「本学」という。)に入学を希望する障がいのある者及び本学に在籍する障がいのある学生（大学院生等を含む）への支援に関する基本的事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この方針において、障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態であり、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

3. 基本原則

本学では、障がいのある学生を社会の福祉に奉仕できる医療専門職者に育てること、障がいのある学生が障がいを個性として受け入れ、医療専門職者として自立し充実した人生を送れるようにすることを目的として、以下の原則に基づき、障がい学生支援を行う。

- (1) 障がいのある学生に対し、不当な差別的取扱いを行わない。
- (2) 障がいのある学生の自立につながる修学上必要かつ合理的な配慮^{注)}を提供する。
- (3) 可能な限り障がいのない学生と共通の場で学ぶ機会を確保し、成績評価は公正に行う。
- (4) 障がいのある学生への支援は、障がいのある学生だけのための活動ではなく、すべての学生にとって教育的価値のある活動と位置付ける。

4. 支援の申し出

- (1) 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がいのある学生本人及びその保護者から申し出ることができる。
- (2) 支援の申し出にあたっては、原則、障がいの状況を把握するために必要な書類（障害者手帳の種別・等級・区分認定の情報、適切な医学的診断基準に基づく診断書等）の提出を求める。ただし、障がいの内容により、これらの書類の提出が困難な場合は、当該学生及びその保護者から十分な聞き取りを行った上で合理的配慮の提供について検討する。

5. 支援の方法

- (1) 支援は、原則として障がいのある学生本人及びその保護者からの要請に基づき行う。

兵庫医科大学 障がい学生支援方針

(2) 障がいの種別や程度等個別の事情に応じて、必要かつ合理的な配慮の提供について検討し、具体的な支援内容については、障がい学生との十分な協議を経て決定する。

6. 支援体制の整備

- (1) 支援は、障がいのある学生が志望又は所属する学部、研究科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持つものとする。
- (2) 所属学部等は、各関係部署と相互に積極的に連携及び協力するものとする。
- (3) 支援を円滑かつ適切に行うため、必要に応じて別途定める障がい学生支援委員会を設置し、支援に関する全学的な調整を行うものとする。

7. 相談体制の整備

障がいのある学生及びその保護者からの相談に的確に応じるための相談窓口を、次のとおり設ける。

- (1) 西宮キャンパス
 - ① 医学部及び医学研究科における障がい学生支援担当教員
 - ② 学生支援課及び西宮教学課
 - ③ 学生保健室・学生相談室
 - ④ 入試センター
 - ⑤ 医学教育センター
 - ⑥ 臨床教育統括センター
- (2) 神戸キャンパス
 - ① 各所属学部等における障がい学生支援担当教員
 - ② 学生支援課及び神戸教学課
 - ③ 学生保健室・学生相談室
 - ④ 入試センター
 - ⑤ キャリアデザインセンター

8. 研修・啓発

障がいのある学生及びその保護者からの相談に的確に対応するため、すべての学生及び教職員に対して、研修・啓発を通じて、障がいに関する理解の促進を図る。

9. 情報公開

本学は、本学に入学を希望する障がいのある者及び本学に在籍する障がいのある学生に対して、支援方針や支援体制等の情報を公開する。

10. 方針の改廃

兵庫医科大学 障がい学生支援方針

この方針の改廃は、学生部委員会、障がい学生支援委員会等で協議し、大学運営会議の意見を聴いて、学長が決定する。

(注)「合理的配慮」

障がい者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(国連「障害者の権利に関する条約」第2条定義(抜粋):平成18年12月国連総会にて採択、平成19年9月日本署名(賛同)、平成20年5月発効)

また、大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を指す。(文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」(平成24年12月25日))

附 則

この方針は、2022年4月1日から施行する。